

令和4年4月11日

内閣法制局における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

1 概要

令和4年4月10日（日）に、当局職員（女性、50代）が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

2 当該職員の従事状況等

- ・ 当該職員は、中央合同庁舎第4号館内（千代田区）の内閣法制局の内部事務に従事していました。
- ・ 当該職員は、4月9日（土）に発熱の症状が発生したため、翌日、医療機関を受診し、PCR検査を受検したところ、陽性が確認されました。
- ・ 最終出勤日は4月8日（金）であり、それ以降は出勤していません。

連絡先：内閣法制局長官総務室総務課人事係
木村、苗村、宮里
電話：03-3581-7271（内線2119）